

第11回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 知事訓示

令和2年4月8日

【緊急事態宣言について】

- 昨日、安倍首相から、東京都や大阪府などの7都府県を対象区域として、緊急事態宣言が出されました。
- 現在のところ、熊本県は、直ちに対象区域となるような状況にはありませんが、全国的な感染状況は拡大傾向にあり、隣接する福岡県も対象区域となりました。また、本日、県内22例目となる感染者が確認されました。これまで以上に厳しい状況にあると認識しています。
- 県では、これまでも、緊急事態宣言後に法に基づき実施する対策を、一步先んじて行ってきました。引き続き、県民の皆様の生命と健康を第一に考え、感染拡大防止に向け、取り組んで参ります。
- 県民の皆様におかれましては、緊急事態宣言の対象区域への不要不急の訪問を控えていただきますとともに、「3つの密」を避け、不要不急の外出、市街地等への人混みへの外出を避けていただきますようお願いします。
- また、これらの対象区域にお住まいの方の御家族や御友人等にお願いがあります。感染拡大防止のためにも、本県への帰省や出張等は、できるだけ控えてくださるようお伝えいただきたいと思います。
- 自らと周りの人を守り、ひいては社会を守る行動が、これまで以上に求められます。県民の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、引き続き、ご理解・ご協力いただきますよう、お願いいたします。
- そして、各本部員においては、県民の皆様の安心・安全を守るため、引き続き、それぞれの対策に万全を期してください。

- また、国は、緊急事態宣言に合わせ、対策の統一的指針を示す「基本的対処方針」の改定を行いました。

この内容を踏まえ、本県の「基本的対処方針」についても、速やかに改定し、更に対策を強化します。

【国の緊急経済対策について】

- 次に、国の緊急経済対策についてです。
- 昨日閣議決定された国の緊急経済対策を活用し、引き続き、感染症拡大防止や県民生活・経済への影響の最小化のため必要な対策については、躊躇なく予算化し、対応に万全を尽くして参ります。

【対策本部の強化について】

- 次に、対策本部の強化についてです。
- 感染症対策の総合調整機能を強化するため、これまでのチームを拡充し、本日、感染症対策本部に「対策室」を設置しました。
- 対策室を中心に、諸課題にしっかりと対応してください。

【県・熊本市合同専門家会議について】

- 次に、県・熊本市合同の専門家会議についてです。
- 4月3日に、熊本大学の原田学長を座長に迎え、第1回会議を開催しました。
- 会議でお示しいただいた見解を踏まえ、同日、患者の受入調整を行う「県調整本部」を設置しました。
- また、本日、県内4か所に重点医療機関を設定しました。
併せて、医療従事者の配置も含めた今後の受入体制の整備について、熊本大學病院長に連絡し、協力をお願いしています。

- さらに、感染者の増加に備え、軽症者等を受け入れていただける旅館・ホテル等の宿泊施設の確保に向けて、公募を開始するなど、時間的緊迫性を持って進めて参ります。

【県立学校等の臨時休校・再開について】

- 次に、県立学校等の臨時休校・再開についてです。
- 県・市合同専門家会議の見解を受け、4月6日から、熊本市内の県立学校を「臨時休業」、熊本市以外については、万全の感染症防止対策を行うことを条件に「授業を再開」することとされました。
- なお、今回、阿蘇郡で続けて3名の感染者が発生しましたが、現時点では「感染がまん延している地域」とまでは言えないと判断しています。このため、阿蘇地域の県立学校については、臨時休校を要請するまでは考えていません。
- 但し、学校において感染拡大防止の徹底を図る必要があります。
- 今後、更に、新規患者数や感染源が不明な患者数の増加などが見られた場合は、県・市の専門家会議の意見を確認した上で、迅速かつ的確に判断するよう、教育長に指示しています。
- 私からは以上です。

(以上)

